

令和2年度 事業報告書

【令和2年4月1日～令和3年3月31日】

【事業の概要】

令和という新しい時代も2年目を迎えました。平成25年4月1日に公益財団法人として発足し8年が経過しました。

令和2年度においては、幸いにもこの地域では、大きな自然災害に見舞われてはおりませんが、全国的には、地球温暖化に伴う、極端な集中豪雨による大規模で甚大な土砂災害が頻発しております。

坂本の地が自然災害に見舞われることなく安心・安全であることがこの地で生活する者にとって最も重要なことと考えます。茄子川地域振興財団の大きな設立目的に、「里山の自然環境の保護及び整備保全」があります。財団が管理する根の上高原北側斜面の森林は、急峻で脆弱な地質の上にあります。明治37年に坂本全域に大きな被害をもたらしたような大規模な土砂災害を繰り返さないよう、住民の生命財産を保全するために防災・減災に資する森林の造成を行うとともに、計画的・継続的な治山事業の実施が必要であり、事業の推進要望を昨年に引き続き県に行いました。その結果、滝ヶ洞、洞ヶ谷での治山事業が計画的に実施されることになりました。

明治37年の未曾有の豪雨災害から116年が経過し、当時の災害被害の記憶は風化しつつあります。坂本小学校4年生を対象とした3回目となる「源根のもり研修事業」の計画はコロナ禍により現地学習が出来ませんでした。坂本地域が豪雨災害と水の確保に苦勞した歴史を次の世代に伝え、森林を育て守ることの重要性を学ぶ自然学習事業を公益目的事業の重要事業であり、学校内にて社会科学習として実施出来ました。

収益事業を財源として健全な経営を行い、定款に定めたとおり公益目的事業を実施し、地域の振興、発展と公共の福祉の増進に務めました。

投資的な支出として、令和2年7月豪雨により被災した新町定住化地域内の宅盤災害復旧工事を実施しました。

【基本姿勢】

1 「公益財団法人としての基本を堅持しました。」

(1) 法令の遵守

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」, 「公益社団法人及

び公益財団法人の認定等に関する法律」及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」等関係法令を遵守し事業を実施しました

- (2) 公益財団法人における財務三基準の遵守
- (3) 定款に定める公益目的事業の推進
- (4) 不特定多数の者の利益増進に寄与すること
- (5) 公益性の増進と透明性の推進

2 「地域の生活環境及び住民ニーズに対応した財団運営を行いました。」

- (1) 本財団の使命は、地域の振興発展と地域づくりにあり、定款に定める公益目的事業を基軸に事業を推進しました。
- (2) リニア中央新幹線事業及び西部テクノパーク事業については、中津川市から該当土地の価格提示があり、その妥当性を確認する為、財団として独自に鑑定評価を行いました。
土地の処分は基本財産の処分手続きとなることから、中津川市・税務署等の関係部署と事前に協議を進め、理事会・評議員会と情報を共有しました。
- (3) 環境税を財源として整備された「源根のもり」の第二展望台周辺の樹木を計画的に伐採し展望をひらく活動を行いました。
里山の維持保全に関する事業にかかる特定費用積立金を積み立てました。
坂本川源流に整備した井戸舟の充実した管理を行いました。
- (4) リニアのまちづくり開発協定（平成26年12月2日締結）に基づき中津川市と連携・協力し、良好な地域環境の確保及び地域の秩序ある発展のため「働く場所」「住む場所」の創出によるまちづくりを推進しました。

「住む場所」について、定住化（低廉な住宅地の提供及び住環境整備）事業にかかる特定費用積立金を積み立てました。

低廉な住宅地の提供事業については、10年毎の土地賃貸借契約を更新しました。契約更新に当たり、借地人に不利益が生じないことを基本として賃貸料はほぼ据え置き、連帯保証人を求めず、建物売却等ができることとし契約更新を順調に終えました。

7月の集中豪雨による財団造成地域内にて発生した、宅盤の法面崩壊箇所については、住民の安全を確保する為に緊急対応するとともに

に災害復旧工事を行いました

- (5) 高齢者の健康増進、生きがい対策としてマレットゴルフ事業については、コロナ禍の影響で施設の閉鎖を余儀なくする期間がありましたが、閉鎖期間を利用し施設の維持整備の充実を行いました。
又、特定費用積立金を積み立てました。

【定款第4条の事業と事業名】

- 1 里山の維持保全に関する事業
 - ・ 分割山組合による里山整備活動
 - ・ 林道・作業道整備事業
 - ・ 間伐事業
 - ・ 特定費用積立金を財源とする事業計画の策定

- 2 里山の自然環境の保護及び整備保全のための研修に関する事業
 - ・ 分割山組合代表者会議
 - ・ 治山研修事業

- 3 子供や親子などを対象にした里山での自然学習等に関する事業
 - ・ 源根のもり社会科学習事業（坂小4年生を対象に学校内にて実施）
 - ・ 坂本こども園への園庭植栽用樹木の寄贈
 - ・ 工業高校への地元木材助成事業（実習材料）

- 4 里山を活用した保健及び文化事業
 - ・ マレットゴルフ場運営事業
 - ・ 特定費用積立金の積み立て
 - ・ 石積堰堤保全事業の実施
 - ・ 古道整備事業の実施
 - ・ 案内看板設置事業の実施

- 5 低廉な住宅地の提供及び住環境整備に関する実施事業
 - ・ 基本財産運用事業（宅地等賃貸）
 - ・ 特定費用積立金の積み立て
 - ・ 道路及び用悪水路整備事業
 - ・ 土地賃貸借契約の更新（10年毎）

6 地域住民の交流のための活動に対する助成事業

- ・ 地域振興等公益事業助成事業

7 高齢者スポーツ活動及びレクリエーション活動に対する助成事業

- ・ 地域振興等公益事業助成事業

8 高齢者憩いの家の設置運営に関する事業

- ・ 高齢者健康づくり事業

9 不動産賃貸及び貸室事業

- ・ 基本財産運用事業（ゴルフ場・食農施設）
- ・ 基本財産運用事業（リニア関係工事共同企業体事務所等）
- ・ 会議室等賃貸事業

10 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(1) 情報公開の実施

「公正に開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開（定款第42条）」に基づき

- ・ ホームページの活用による活動状況等の公開
- ・ 財団広報による活動状況等の公開